

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条—第二十八条）
第二章 特許及び特許出願（第二十九条—第四十六条）
第三章 審査（第四十七条—第六十三条）
第三章の二 出願公開（第六十四条・第六十五条）
第四章 特許権
第一節 特許権（第六十六条—第九十九条）
第二節 権利侵害（第一百条—第一百六条）
第三節 特許料（第一百七条—第一百十二条の三）
第五章 特許異議の申立て（第一百十三条—第一百二十条の六）
第六章 審判（第一百二十一一条—第一百七十条）
第七章 再審（第一百七十一条—第一百七十七条）
第八章 訴訟（第一百七十八条—第一百八十四条の二）
第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第一百八十 四条の三—第一百八十四条の二十）
第十章 雜則（第一百八十五条—第一百九十五条の四）
第十一章 罰則（第一百九十六条—第二百四条）

現 行

目次

第一章 総則（第一条—第二十八条）
第二章 特許及び特許出願（第二十九条—第四十六条）
第三章 審査（第四十七条—第六十五条）
第三章の二 出願公開（第六十五条の二・第六十五条の三）
第四章 特許権
第一節 特許権（第六十六条—第九十九条）
第二節 権利侵害（第一百条—第一百六条）
第三節 特許料（第一百七条—第一百十二条の三）
第五章 削除
第六章 審判（第一百二十一一条—第一百七十条）
第七章 再審（第一百七十一条—第一百七十七条）
第八章 訴訟（第一百七十八条—第一百八十四条の二）
第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第一百八十 四条の三—第一百八十四条の二十）
第十章 雜則（第一百八十五条—第一百九十五条の四）
第十一章 罰則（第一百九十六条—第二百四条）

附則

(期間の延長等)

第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第一百八条第一項、第一百二十二条第一項又は第一百七十三条第一項に規定する期間を延長することができる。

附則

(期間の延長等)

第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五十六条（第一百六十三条规定第三項において準用する場合を含む。）、第一百八条第一項若しくは第二項ただし書第一号、第一百二十二条第一項又は第一百七十三条第一項に規定する期間を延長することができる。

2 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第一百五十九条第三項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第五十六条に規定する期間を延長することができる。

第五条（第一項略）

2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

第五条（第一項略）

2 審判長又は審査官は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

(未成年者、禁治産者等の手続をする能力)

第七条（第一項から第三項まで略）

4 準禁治産者又は法定代理人が、その特許権に係る特許異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審について手続を

(未成年者、禁治産者等の手続をする能力)

第七条（第一項から第三項まで略）

4 準禁治産者又は法定代理人が相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

するときは、前二項の規定は、適用しない。

(手続の補正)

第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の四までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第百二十条の四第二項若しくは第百三十四条第二項の訂正若しくは第百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について補正をすることができない。

(第二項及び第三項略)

4 手続の補正(手数料の納付を除く。)をするには、次条第二項に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。

(願書に添付した明細書又は図面の補正)

第十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の臘本の送

(手続の補正)

第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の五まで及び第六十四条(第百五十九条第二項及び第三項へ第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第百二十六条第一項の審判若しくは第百三十四条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について補正をすることができない。

(第二項及び第三項略)

4 手続の補正(手数料の納付を除く。)をするには、次条第二項(第十七条の二第四項及び第六十四条第四項(第百五十九条第二項及び第三項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。

(願書に添付した明細書又は図面の補正)

第十七条の二 特許出願人は、出願公告をすべき旨の決定の臘本の送

達前においては、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第五十条（第一百五十九条第二項（第一百七十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第一百六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

二 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

三 第百二十二条第一項の審判を請求する場合において、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。

（第二項以下略）

（削除）

第十七条の三 出願公告後に拒絶をすべき旨の査定を受けた特許出願人は、第一百二十二条第一項の審判を請求するときは、その審判の請求の日から三十日以内に限り、その査定の理由に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正することができる。ただし、その補正は次に掲げる事項を目的

の送達前においては、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

一 第五十条（第一百五十九条第二項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

二 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

三 第百二十二条第一項の審判を請求する場合において、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。

（第二項以下略）

とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の説明

2| 前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、
、願書に添付した明細書又は図面（同項ただし書第二号の場合
にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六
条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国
語書面））に記載した事項の範囲内においてしなければならな
い。

3| 第百二十六条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

4| 前条第二項の規定は、第一項の規定による補正であつて、誤
訳の訂正を目的とするものに準用する。

（要約書の補正）

第十七條の三 特許出願人は、特許出願の日（第四十一条第一項
の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に
規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二
第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出
願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百年十二月
十四日にプラッセルで、千九百十一年六月一日にワシントンで
、千九百二十五年十一月六日にヘーベで、千九百三十四年六月

（要約書の補正）

第十七條の四 特許出願人は、特許出願の日（第四十一条第一項
の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に
規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二
第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出
願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百年十二月
十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで
、千九百二十五年十一月六日にヘーベで、千九百三十四年六月

二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。) 第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十四条第一項において同じ。) から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(訂正に係る明細書又は図面の補正)

第十七条の四 特許権者は、第一百二十条の四第一項及び同条第三

項において準用する第一百六十五条の規定により指定された期間内に限り、第一百二十条の四第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

2) 第一百二十三条第一項の審判の被請求人は、第一百三十四条第一項、同条第五項において準用する第一百六十五条又は第一百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、第一百三十四条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。) 第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十五条の二第一項において同じ。) から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

(訂正に係る明細書又は図面の補正)

第十七条の五

1) 第一百二十三条第一項の審判の被請求人は、第一百三十四条第一項、同条第五項において準用する第一百六十五条又は第一百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、第一百三十四条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

3) 第百二十六条第一項の審判の請求人は、第一百五十六条第一項

の規定による通知がある前（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、第一百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

（手続の無効）

第十八条 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第百八条第一項に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を無効にすることができる。

（第二項略）

第二十三条 特許庁長官又は審判官は、中止した審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

（第二項以下略）

2) 第百二十六条第一項の審判の請求人は、第一百五十六条第一項

の規定による通知がある前（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、第一百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

（手続の無効）

第十八条 特許庁長官は、第十七条第三項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第百八条第一項若しくは第二項ただし書第一号に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を無効にすることができる。

（第二項略）

第二十三条 特許庁長官又は審判官は、中止した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。

（第二項以下略）

第二十四条 民事訴訟法第二百八条、第二百九条第一項、第二百十条、第二百十一条、第二百十二条第一項、第二百十三条から第二百十七条まで、第二百十八条第一項、第二百二十条、第二百二十一條及び第二百二十二条第二項（訴訟手続の中止又は中止）の規定は、審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百十三条规定「訴訟代理人」とあるのは「審査、特許異議」申立ニツイテノ審理及決定、審判又ハ再審ノ委任ニ因ル代理人」と、同法第二百十七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又ハ審判長」と、同法又ハ審判長」と、同法第二百十八条第一項及び第二百二十二条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又ハ審判官」と、同法第二百三十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

（特許証の交付）

第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

（第二項略）

第二十九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他

第二十四条 民事訴訟法第二百八条、第二百九条第一項、第二百十条、第二百十一条、第二百十二条第一項、第二百十三条から第二百十七条まで、第二百十八条第一項、第二百二十条、第二百二十一條及び第二百二十二条第二項（訴訟手続の中止又は中止）の規定は、審査、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百十三条规定「訴訟代理人」とあるのは「審査、審判又ハ再審ノ委任ニ因ル代理人」と、同法第二百十七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又ハ審判長」と、同法第二百十八条第一項及び第二百二十二条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又ハ審判官」と、同法第二百二十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

（特許証の交付）

第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

（第二項略）

第二十九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他

の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外國語書面出願にあつては、同条第一項の外國語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明者と同一の者である場合は考案をした者が当該特許出願に係る発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかるわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

第四十条 削除

の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に出願公告若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外國語書面出願にあつては、同条第一項の外國語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明者と同一の者である場合は考案をした者が当該特許出願に係る発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかるわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

（出願公告決定後の補正が不適法な場合の効果）

第四十条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第十七条の三第一項ただし書若しくは第三項又は第六十四条第一項ただし書若しくは第三項（第二百五十九条第二項及び第三項（第二百七十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百六十三条第二項

及び第三項において準用する場合を含む。) の規定に違反しているものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その補正がされなかつた特許出願について特許がされたものとみなす。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条(第一項略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一條第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合は、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第一百四条(第六十五条第五項(第一百八十四条の十二第二項において準用する場

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条(第一項略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一條第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合は、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第一百四条(第六十五条第五項(第一百五十九条第三項(第一百七十四条第一項に

合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第一百二十六条第四項(第十七条の二第五項、第一百二十条の四第三項及び第一百三十四条第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条並びに意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五条)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項に規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(外国語書面出願にあっては、外国語書面)に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一條第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)については、当該特許出願について特許掲載公報の発行又は

おいて準用する場合を含む。)及び第一百六十三条第三項において準用する場合を含む。)及び第六十五条の三第四項(第一百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第一百二十六条第四項(第十七条の二第五項及び第一百三十四条第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条並びに意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(外国語書面出願にあっては、外国語書面)に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十一條第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)については、当該特許出願について特許掲載公報の発行又は

出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二本文又は同本文又は同法第三条の二本文の規定を適用する。

(第四項略)

(出願の変更)

第四十六条 (第一項及び第二項略)

3 前項ただし書に規定する三十日の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用するこの法律第四条の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(第四項以下略)

(審査官による審査)

第四十七条 特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならない。

(第二項略)

(優先審査)

第四十八条の六 特許庁長官は、出願公開後に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施している場合において必要があるときは、審査官にその特許出願

された時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二本文又は同法第三条の二本文の規定を適用する。

(第四項略)

(出願の変更)

第四十六条 (第一項及び第二項略)

3 前項ただし書に規定する三十日の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用するこの法律第四条第一項の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(第四項以下略)

(審査官による審査)

第四十七条 特許庁長官は、審査官に特許出願及び特許異議の申立てを審査させなければならない。

(第二項略)

(優先審査)

第四十八条の六 特許庁長官は、出願公開後出願公告前に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるときは、審査官にその特許出願

出願に優先して審査させることができる。

(特許査定)

第五十一条 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の査定をしなければならない。

を他の特許出願に優先して審査させることができる。

(出願公告)

第五十一条 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、出願公告をすべき旨の決定をしなければならない。

21 特許庁長官は、出願公告をすべき旨の決定があつたときは、決定の謄本を特許出願人に送達した後、出願公告をしなければならない。

3 出願公告は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許出願の番号及び年月日

三 発明者の氏名及び住所又は居所

四 領書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容

五 領書に添付した要約書に記載した事項

六 出願公告の番号及び年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 特許庁長官は、領書に添付した要約書の記載が第三十六条第七項の規定に適合していないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。

(査定の方式)

第五十二条 査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならぬ。

21 特許庁長官は、査定があつたときは、査定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。

(出願公告の効果等)

第五十二条 特許出願人は、出願公告があつたときは、業としてその特許出願に係る発明の実施をする権利を専有する。

21 第百条から第一百六条までの規定は、前項の権利に準用する。

31 出願公告後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは無効にされたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第一百十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき（更に第一百十二条の二第二項の規定により特許権が初めから存在していしたものとみなされたときを除く。）、又は第一百二十五条ただし書の場合を除き特許を無効にするべき旨の審決が確定したときは第一項の権利は、初めから生じなかつたものとみなす。

41 第一項の権利を有する者がその権利行使した場合において、当該特許出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、又は当該特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その者は、その権利の行使により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。当該特許出願の願書に添附した明細書又は図面についてした補正又は補正の却下

51 特許庁長官は、出願公告の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

により特許権の設定の登録の際における特許請求の範囲に記載された発明の範囲に含まれないこととなつた発明についてその権利を行使したときも、同様とする。

(削除)

第五十二条の二 前条第一項の権利の侵害に関する訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、特許出願について査定又は審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

2) 前項の申立てに関する決定に対しては、不服を申し立てることができる。

3) 裁判所は、中止の理由が消滅したときその他事情の変更がかつたときは、第一項の決定を取り消すことができる。

(補正の却下)

第五十三条 第十七条の二第一項第二号に掲げる場合において、願書に添付した明細書又は図面についてした補正が同条第三項から第五項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

(第二項以下略)

(補正の却下)

第五十三条 第十七条の二第一項第二号に掲げる場合において、願書に添付した明細書又は図面についてした補正が同条第三項から第五項までの規定に違反しているものと出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

(第二項以下略)

(訴訟との関係)

第五十四条 審査において必要があると認めるときは、特許異議

の申立てについての決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続
が完結するまでその手続を中止することができる。

- 2) 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあ
つた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査
定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

第五十五条から第六十三条まで 削除

(特許異議の申立て)

第五十五条 出願公告があつたときは、何人も、その日から二月
以内に、特許庁長官に特許異議の申立てをすることができる。

ただし、その特許出願が第三十六条第六項第四号若しくは第三
十七条に規定する要件を満たしていないこと又はその特許出願
が外国語書面出願である場合において、その特許出願の願書に
添付した明細書若しくは図面についてした補正が第十七条の二
第三項に規定する要件を満たしていないことを理由としては、
特許異議の申立てをすることができない。

- 2) 特許異議の申立をするには、その理由及び必要な証拠の表示
を記載した特許異議申立書を提出しなければならない。

(削除)

第五十六条 特許異議の申立をした者は、前条第一項に規定する

第五十四条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告を

すべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第六十四条第一項
から第三項までの規定に違反しているものと査定前に認められ
たときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければ
ならない。

- 2) 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による却下の決
定に準用する。

期間の経過後三十日を経過した後は、特許異議申立書に記載した理由又は証拠の表示の補正をする」とができない。

(削除)

第五十七条 審査官は、特許異議の申立があつたときは、特許異議申立書の副本を特許出願人に送達し、相当の期間を指定して、答申書を提出する機会を与えるなければならない。

(削除)

第五十八条 審査官は、第五十六条の規定により特許異議申立書について補正をすることができる期間及び前条の規定により指定した期間が経過した後、その特許異議の申立について決定をしなければならない。

2| 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

3| 特許庁長官は、第一項の決定があつたときは、決定の謄本を特許異議申立人に送付しなければならない。

4| 第一項の決定に対しても、不服を申し立てることができない。

(削除)

第五十九条 第百四十六条、第一百五十条、第一百五十二条、第一百六十九条第三項から第六項まで及び第一百七十二条の規定は、特許異議の申立の審査に準用する。

(削除)

第六十条 審査官は、第五十八条第一項の決定をした後、その特許出願について特許をすべき旨の査定又は拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

(削除)

第六十一条 審査官は、二以上の特許異議の申立があつた場合において、一の特許異議の申立について審査した結果その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をすることとしたときは、第五十八条第一項の規定にかかわらず、他の特許異議の申立については、同項の決定をすることを要しない。

21 特許庁長官は、前項の規定により第五十八条第一項の決定をすることを要しないときは、その特許異議申立人に対し、拒絶をすべき旨の査定の臘本を送付しなければならない。

(特許異議の申立がなかつた場合の査定)

第六十二条 審査官は、第五十五条第一項に規定する期間内に特許異議の申立がなかつたときは、拒絶をすべき旨の査定をするものを除き、その特許出願について特許をすべき旨の査定をしなければならない。

(査定の方式)

第六十三条 査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(削除)

(削除)

2 | 特許庁長官は、査定があつたときは、査定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。

(出願公告決定後の補正)

第六十四条 特許出願人は、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後に、第五十条の規定による通知を受けたとき、又は特許異議の申立てがあつたときは、同条又は第五十七条の規定により指定された期間内に限り、その拒絶の理由又は特許異議の申立ての理由に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、その補正は次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 特許請求の範囲の減縮
- 二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の証明

2 | 前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面（同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面（外国語書面出願にあつては、外國語書面））に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

- 3 | 第百二十六条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。
- 4 | 第十七条の二第二項の規定は、第一項の規定による補正であつて、誤訳の訂正を目的とするものに準用する。

(削除)

(訴訟との関係)

第六十五条 番査において必要があると認めるときは、審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがされた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

第三章の二 出願公開

(出願公開)

第六十四条 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものと除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。

(第二項略)

3 特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第三十六条第七項の規定に適合しないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。

(出願公開の効果等)

(出願公開)

第六十五条の二 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、出願公告をしたものと除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。

(第二項略)

3 第五十五条第四項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

(出願公開の効果等)

第六十五条 特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 前項の規定による請求権は、特許権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、特許権の行使を妨げない。

4 出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは無効にされたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、**第一百十二条第六項**の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき（更に**百十二条の二第二項**の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く。）、**第一百十四条第二項**の取消決定が確定したとき、又は**第一百二十五条**ただし書の場合を除き

第六十五条の三 特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて出願公告前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 前項の規定による請求権は、当該特許出願の出願公告があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、**第五十二条第一項**（**第一百五十九条第三項**（**第一百七十四条第一項**において準用する場合を含む。）及び**第一百六十三条第三項**において準用する場合を含む。）の権利及び特許権の行使を妨げない。

特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5 第百一条、第一百四条及び第一百五条並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその事実をした者を知つたときは、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「特許権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替えるものとする。

（特許権の設定の登録）

第六十六条（第一項及び第二項略）

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

- 一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許出願の番号及び年月日
- 三 発明者の氏名及び住所
- 四 願書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容

4 第五十二条第三項及び第四項、第五十二条の二、第一百一条、第一百四条並びに第一百五条並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を有する者が当該特許出願の出願公告前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「当該特許出願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。

（特許権の設定の登録）

第六十六条（第一項及び第二項略）

3 前項の登録があつたときは、特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所、特許番号並びに設定の登録の年月日を特許公報に掲載しなければならない。

五 願書に添付した要約書に記載した事項

六 特許番号及び設定の登録の年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 第六十四条第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

5 特許庁長官は、特許掲載公報の発行の日から五月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の範囲に供しなければならない。

第六十七条の四 第四十七条第一項、第四十八条、第五十条及び

第五十二条の規定は、特許権の存続期間の延長登録の出願の審査について準用する。

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分

金額

各年の区分

金額

第六十七条の四 第四十七条第一項、第四十八条、第五十条及び

第六十三条の規定は、特許権の存続期間の延長登録の出願の審査について準用する。

(特許料)

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、出願公告の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

第一年から第三 年まで	毎年一万三千円に一請求項につき千四百円 を加えた額
第四年から第六 年まで	毎年二万三百円に一請求につき一千百円を 加えた額
第七年から第九 年まで	毎年四万六百円に一請求項につき四千二百 円を加えた額
第十年から第十 二年まで	毎年八万千二百円に一請求項につき八千四 百円を加えた額
第十三年から第 十五年まで	毎年十六万二千四百円に一請求項につき一 万六千八百円を加えた額
第十六年から第 十八年まで	毎年三十二万四千八百円に一請求項につき 三万三千六百円を加えた額
第十九年から第 二十一年まで	毎年六十四万九千六百円に一請求項につき 六万七千二百円を加えた額

第一年から第三 年まで	毎年一万三千円に一請求項につき千四百円 を加えた額
第四年から第六 年まで	毎年二万三百円に一請求につき一千百円を 加えた額
第七年から第九 年まで	毎年四万六百円に一請求項につき四千二百 円を加えた額
第十年から第十 二年まで	毎年八万千二百円に一請求項につき八千四 百円を加えた額
第十三年から第 十五年まで	毎年十六万二千四百円に一請求項につき一 万六千八百円を加えた額
第十六年から第 十八年まで	毎年三十二万四千八百円に一請求項につき 三万三千六百円を加えた額
第十九年から第 二十一年まで	毎年六十四万九千六百円に一請求項につき 六万七千二百円を加えた額

第二十二年から 每年百二十九万九千二百円に一請求項につ
第一十五年まで き十三万四千四百円を加えた額

第二十二年から 每年百二十九万九千二百円に一請求項につ
第二十五年まで き十三万四千四百円を加えた額

(第二項以下略)

(第二項以下略)

(特許料の納付期限)

第一百八条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年の特許料は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日(以下この項において「謄本送達日」という。)がその延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了日の属する年の末日から起算して前三十日目に当たる日以後であるときは、その年の次の年から謄本送達日の属する年(謄本送達日から謄本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、特許料は、謄本送達日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

第一百八条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年の特許料は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日(次項ただし書第一号において「特許査定等謄本送達日」という。)から三十日以内に一時に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる特許料は、それぞれ当該各号に掲げる期間内に一時に納付しなければならない。

一 出願公告の日から特許査定等謄本送達日までに三年以上を経過した場合における第四年から特許査定等謄本送達日の属する年(特許査定等謄本送達日から特許査定等謄本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、特許査定等謄本送達日の属する年の次の年)までの各年分の特許料は、特許査定等謄本送達日から三十日以内

二 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決の